

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 (家計急変世帯分)の支給について

このことについて、条件に該当する住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円を支給いたします。つきましては、次の条件をすべて満たす世帯で給付を希望する方は、期限までに申請してください。

1. 給付対象世帯

住民税非課税世帯等の給付要件に該当しない、次の①～③の要件をすべて満たす世帯

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年1月以降の世帯全員の年収見込額が住民税非課税相当水準以下にあると認められる世帯
- ② 申請時点で苫前町に住民登録がある世帯（令和3年12月10日時点において日本国内に住民登録がある世帯に限る）
- ③ 苫前町又は他市町村で住民税非課税世帯給付金を受けた世帯の者を含む世帯ではないこと

【対象外の事例】

- ・ 住民税課税者の扶養親族のみで構成される世帯
- ・ 既に住民税非課税世帯給付金10万円を受給した者がいる世帯
- ・ 収入の減少が新型コロナウイルス感染症の影響によるものではない場合

(例) 自己都合や定年による退職による収入の減少

事業活動に季節性がある、天候不順等に伴う収入の減少

- ・ 令和3年12月10日に同一世帯だった親族が、令和3年12月10日以降に別世帯として、同一住所に住民登録した場合（世帯分離）は、同一世帯とみなします。同一の住所に住民登録されている一方の世帯が給付金を受給した場合、もう一方の世帯は給付金を受給することができません。

2. 住民税非課税相当水準以下の判定

- ・ 世帯としての収入の合計ではなく、世帯員全員の個々の収入が住民税非課税相当かどうかで判断します。
- ・ 住民税非課税相当水準の判定は、令和3年1月以降の「任意の1ヵ月の収入」を1.2倍することで年収に換算して判定します。
- ・ 収入の種類は給与、事業、不動産、年金（遺族・障害年金など非課税のものは除く）です。
- ・ 令和4年度分の課税決定以降に令和3年中の収入をもとに申請する場合には、当該課税決定の内容により給付要件を審査します。

裏面につづきます

3. 申請方法

上記の給付対象世帯に該当すると思われる場合は、下記の必要書類を苫前町役場窓口又は古丹別支所へ提出してください。

①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）

②簡易な収入（所得）見込額の申立書

※①、②については町ホームページ又は役場窓口・古丹別支所にあります

③本人確認書類の写し ※マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等

④受取口座を確認できる書類の写し ※通帳、キャッシュカード

⑤「令和3年中の収入額」又は「任意の1ヵ月の収入」の状況を確認できる書類の写し

・「令和3年中の収入額」・・・源泉徴収票、確定申告書等の写し

・「任意の1ヵ月の収入」・・・給与明細等の写し

※申請の内容によっては、審査資料となる書類の追加提出をお願いすることもあります。

⑥戸籍の附票の写し（令和3年1月1日以降、複数回転居した方のみ）

⑦世帯主及び代理人の本人確認書類の写し（代理申請・受給を行う場合のみ）

※マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等

4. 給付額

1世帯当たり10万円

5. 申請期限

令和4年9月30日（金）

（この期限を過ぎてしまうと申請できなくなるので注意してください）

6. 注意事項

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したわけではないにも関わらず意図的に給付を申請することは不正行為・不正受給に該当します。
- ・不正受給が明らかになった場合は、給付金を返還していただきます。
- ・不正受給をした者は、詐欺罪に問われ、懲役10年以下の刑に処される可能性があります。

7. お問い合わせ

苫前町役場 住民生活課 住民係

（TEL：0164－64－2213）